被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第一条の規定により受ける歳費の月額（以下「歳費の月額」という。）の減額の特例について定めるものとした。

2　議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第一条及び国会法第三五条の規定にかかわらず、歳費法第一条に規定する額からそれぞれ五〇万円を減じて得た額とすることとした。

3　この法律は、平成二三年四月一日から施行し、同年四月分から同年九月分までの歳費の月額について適用することとした。

◇国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（法律第一二号）

（財務省）

一　趣旨（第一条関係）

この法律は、平成二三年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三一日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年六月三〇日まで延長する措置を講ずるため、租税特別措置法等の一部改正について定めることとした。

二　租税特別措置法の一部改正関係（第二条関係）

1　所得税関係

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除等、所得税関係の租税特別措置の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第二章関係）

2　法人税関係

中小企業者等の法人税率の特例等、法人税関係の租税特別措置の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第三章関係）

3　登録免許税関係

住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減等、登録免許税関係の租税特別措置の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第五章関係）

4　酒税関係

入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

5　たばこ税関係

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

6　石油石炭税関係

特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等、石油石炭税関係の租税特別措置の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の四、第九〇条の四の二、第九〇条の六及び第九〇条の六の二関係）

7　航空機燃料税関係

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の九関係）

8　印紙税関係

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（租税特別措置法第九一条関係）

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第二一号）の一部改正関係（第三条関係）

農地等に係る贈与税の納税猶予に関する経過措置の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五五条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（法律第一三号）（総務省）

1　趣旨（第一条関係）

この法律は、平成二三年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三一日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三〇日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めることとした。

2　地方税法の一部改正関係（第二条関係）

(一)　事業税関係

電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置等、事業税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（地方税法附則第九条関係）

(二)　不動産取得税関係

特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（地方税法附則第一〇条、第一一条及び第一一条の四関係）

(三)　固定資産税及び都市計画税関係

鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置等、固定資産税及び都市計画税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（地方税法附則第一四条、第一五条、第一五条の八及び第一六条の二関係）

(四)　事業所税関係

(1)　特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置等、事業所税関係の税負担軽減措置等の期限を平成二三年六月三〇日まで延長することとした。（地方税法附則第三三条関係）

(2)　(1)の期限延長に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3　この法律は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（法律第一四号）（厚生労働省）

1　趣旨（改正法第一条関係）

この法律は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二二年法律第一九号。2において「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）に基づく子ども手当の支給が平成二三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講ずるため、同法の一部改正について定めることとした。

2　平成二十二年度子ども手当支給法の一部改正関係（改正法第二条関係）

(一)　題名の改正

題名を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改めることとした。

(二)　子ども手当の支給期間の延長

(1)　平成二十二年度子ども手当支給法の子ども手当について、平成二三年九月まで支給することとした。（第七条関係）

(2)　児童手当等の受給資格者について児童手当等の支給要件に該当しないものとみなす特例を、平成二三年九月分の児童手当等まで延長することとした。（第二一条関係）

3　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第八五号）（国土交通省）

一　踏切道改良促進法施行令の一部改正関係

踏切道改良促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第六条関係）

二　国土交通省組織令の一部改正関係

踏切道改良促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、国土交通省道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成二八年三月三一日までに延長することとした。（附則第一七条関係）

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八六号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

起債許可団体の判定の際に用いる標準的な収入規模の額の算定方法等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一八条関係）